

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 個人年金を受け取ったとき

Q : 私は、公的年金だけでは老後の生活費が不安なので、生命保険会社の個人年金に加入しました。

この個人年金を受け取った場合、税金がかかるのでしょうか。

A : 保険料を負担した者、年金受取人など保険契約の内容に応じて、所得税、住民税、贈与税、相続税が課税されます。

【解説】

個人年金に対する課税は、契約者（保険料を払う者）と受取人（保険金を受け取る者）とで次のように課税される税金の種類、金額が違います。

- (1) 個人年金の契約者と年金受取人が同一の場合（保険料を払ってきた本人が年金も受け取る場合）…雑所得として所得税と住民税が課税されます。
- (2) 個人年金の契約者と年金受取人が違う場合…年金受取人に対して受け取る時点で贈与税が課税されます。また、毎年受け取る年金には、雑所得として所得税と住民税が課税されます。
- (3) 年金受給権者が死亡しその相続人が年金継続受取人になる場合…年金受給権に相続税が課税されます。また、毎年受け取る年金については、雑所得として課税されます。なお、個人年金のうち一定の条件を満たしたものについては、生命保険料控除の対象となります。

